

依 頼 状

拜啓 前略 茲々ために嚴寒中御イトイ無く御活動の段深く感謝いた
 します。就きましては別紙に記し記したる如く日本製鐵所二瀬嶺業
 所斤先堀嶺堀幸發町庄司炭坑坑主三崎知一氏の不法行為に對し私
 共坑夫甲より代表三名を以て同業所に對して労働賃銀の三割値上
 げ（現在成年労働者十時間以上働かにて労働賃銀は壹圓内外）と労働を
 毎月二回確實に支拂ふ事及炭坑販賣店商品を町商店同價にて賣る事
 労働の内労働を現金にて支拂ふ事の四ヶ條を口書^{（口書）}を以て歎願したる
 に會社側は不當にも御前途の言ふ事は重役に取次く事は出来ぬと、
 それがいやなら出て行けと言つて、フム、ケル、ナグル、イスを持
 つて一時間余りに渡り殴り打ち私達の爲めに醫師の診断を求めんとし
 たるも醫師は之の要求に應ぜず吾々は止むを得ず争議をやつてゐま
 す。昨年も、田川郡川崎村木原嶺業所に於ても坑夫山中數木が撲殺さ

れてゐる斯る事が就豐に於てシバンバ繰り返へされてゐる。
 庄司炭坑の不法な事實

一、賃銀の不拂

月二回一定期日を決めて支拂ふ事になつてゐるに係らず昭和九
 年七月、八月の二ヶ月は殆んど現金を支拂つてゐない現在でも
 期日初日に支拂つてゐない

二、作業中の傷害扶助料併に死亡遺族扶助料の如きも支拂つてゐな
 い

事 實

昭和九年九月二十六日炭酸瓦斯で死亡したる松本安一に對して
 遺族扶助料貳百五拾圓に對して壹圓も支拂つてゐない。
 會社より參拾圓を「見舞」として貸したのみで今日に至る迄も
 支拂つてゐない。職内設備の如きも全く違法だらけで、ダイナ